

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その53) 「健康増進法の一部を改正する法律の一部の 施行期日を決める政令」により改正法の一部が 1月24日に施行され、屋外と家庭の受動喫煙 対策が強化されます

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩
健康開発科学研究室 教授

健康増進法の一部を改正する法律（改正法、2018年7月25日公布）の施行日に関する政令が2019年1月17日の官報に広報されました(図1)。「法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期

日は平成三十一年一月二十四日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする」と記載されています。改正法の附則は以下のとおりです。

5 平成31年1月17日 木曜日		官報	(号外第9号)
<p>○内閣府令第一号 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する内閣府令第一号 平成三十一年一月十七日</p>	<p>政令第五号 健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を決める政令 内閣は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。 健康増進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年一月二十四日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。 厚生労働大臣 根本 匠 内閣総理大臣 安倍 晋三</p>	<p>健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を決める政令をここに公布する。</p> <p>署名 御 璽 平成三十一年一月十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p>	<p>第六條 官民の人材交流の範囲を定める政令（平成二十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。 第一号口中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改め、第十一項を「第二条第十二項」に改める。 （復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正） 第七條 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。 第二条第三号中「第五号」を「第六号」に改める。 附則 この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。</p> <p>内閣総理大臣 安倍 晋三 財務大臣 麻生 太郎 文部科学大臣 柴山 昌彦 厚生労働大臣 根本 匠 農林水産大臣 香川 貴盛 経済産業大臣 世耕 弘成 国土交通大臣 石井 啓一</p>
		府	

図1. 官報に示された改正健康増進法の施行日

附則 (平成三〇年七月二五日法律第七八号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

改正法の第一条は、平成15 (2003)年に施行された健康増進法に追加された以下の部分です (一部省略)。

(受動喫煙に関する調査研究)

第二十五の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第六章

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設 (敷地を含む) を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を取りながら協力するように努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 一 たばこ たばこ事業法に掲げる製造たばこであって、喫煙用に供されるもの及び製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙 (蒸気を含む) を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

「平成三〇年七月二五日」から「六月を超えない範囲内」として政令により「平成三十一年一月二四日」に施行され、また、厚生労働省HP「受動喫煙対策」の「改正法の体系」の右端にそれぞれの施行日が記入されました(図2)。

第二条の第一種施設(学校・病院・行政機関等)は2019年7月1日(ラグビーワールドカップの前)、第二種施設(事務所、工場、ホテル、飲食店等)は2020年4月1日(東京五輪大会の前)に設定されています。また、残念なことですが、赤い矢印で示しているように「国会、裁判所」には喫煙専用室を残しても良いことも示されました。「タバコを奨励し、過度な喫煙規制に反対」する280人の国会議員が参加する「たばこ議員連盟」が頑張っているので仕方ありません。

今回話題にしたいのは、一番下の赤点線枠の部分です。法律には「(喫煙をする際の配慮義務)」としか書かれていませんが、「改正法の体系」には以下の様に具体的に記載されています。

屋外や家庭など：喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするように配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

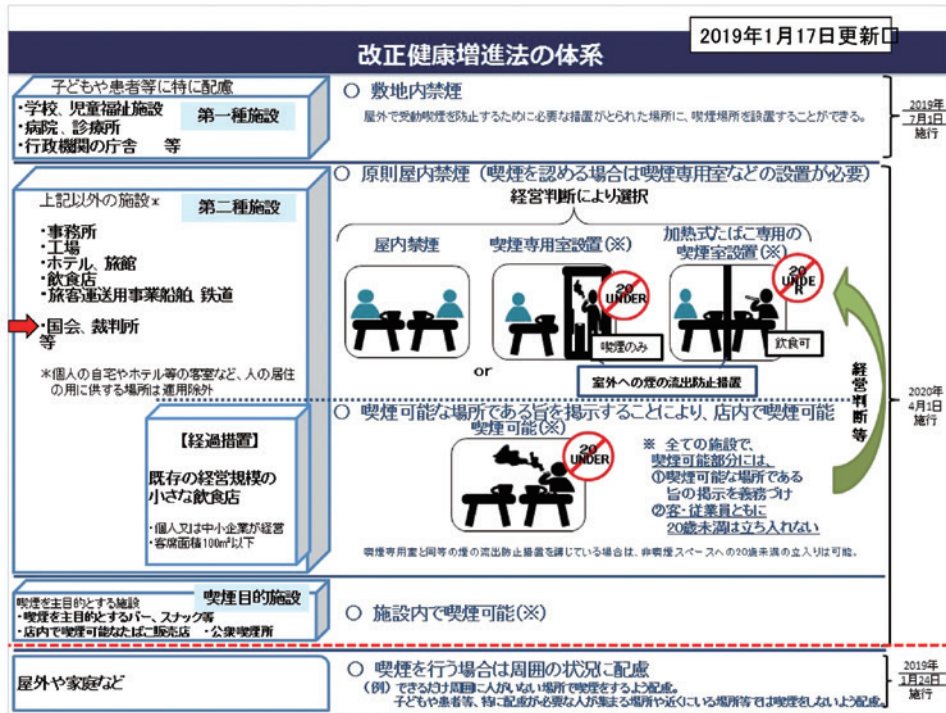


図2. 改正健康増進法の体系(厚生労働省HPより)

すでに多くの自治体が条例で路上の喫煙を禁止しています。ところが、現状ではコンビニエンスストアの前の灰皿が受動喫煙の原因になっています。筆者らの調査では屋外の喫煙コーナーから25

メートル離れていても受動喫煙が発生することが分かっています(図3)。つまり、改正法の精神からみれば、店頭に灰皿を置くことは「状況に配慮」していないことになるのです。

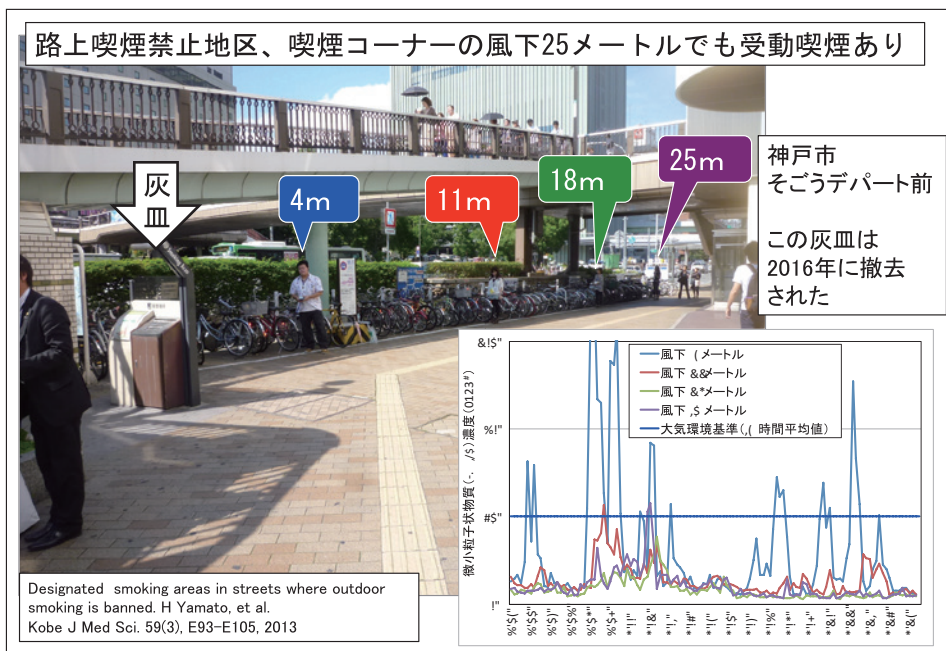


図3. 風下25メートル離しても発生する受動喫煙

昨年12月、改正法を先取りする画期的な出来事がありました。セブンイレブンが都内の店舗に対して店頭灰皿の撤去を要請したのです(図4)。記事によれば、直営店ではすでに灰皿は撤去済みで、フランチャイズの2,630店のうち灰皿がある1,000店への要請であったとのこと(置いていない店舗の方が多くが意外でした)。ファミリーマートもローソンも同様の方針のようです。

この動きを都内にとどまらず、全国に拡散させるよう各コンビニの本部に要請せねば、ということを考えていたら、折尾駅と産業医大の間の学園大通りのファミリーマートの店頭の灰皿が12月に消えました。店員に理由を尋ねたところ「2階の学習塾から『子どもの受動喫煙』の苦情があった」とのこと(図5)。

筆者らの調査で、集合住宅のベランダで喫煙した場合、上のフロアの部屋の中にまで煙が入っていくことを確認しています(図6)。

2階が住居等になっているコンビニがあれば「上の階に住む者が子どもの喘息が悪化…」などの理由をつけて苦情を申し入れてみましょう(診断書を求められることはないと思います)。多数の苦情が本部に届けば、改正法で「配慮せねばならない」とされているのですから「全国で一斉

撤去」に繋がると思います。

心配されていたポイ捨て状況を折尾駅に行くたびに観察していますが、吸い殻は落ちていないことの方が多く、落ちていても2~3本です。結局、

朝日新聞デジタル > 記事 社会 医療・健康・福祉 (アピタル) 東京

都内のセブンイレブン、灰皿なくす動き 1千店に依頼

青木美希 2018年12月30日07時48分

シェア 650 ツイート list ブックマーク 6 スクラップ メール 印刷

コンビニ最大手のセブンイレブン・ジャパンが東京都内の店から灰皿の撤去に向けて動き始めた。11月現在で店頭に灰皿を置く約1千店の経営者に灰皿の撤去を依頼した。他の大手コンビニでも進んでおり、街なかの受動喫煙防止策がさらに広がりそうだ。

「灰皿を撤去させていただきます」。葛飾区内のセブンイレブンに男性経営者(60)が貼り紙をして告知したうえで、23日に撤去した。同社からの依頼を受けて「お客さんの健康のために良い」と決断した。周囲に保育園や学校があり、子供の来店も多いことが決め手になった。

加熱式たばこを吸うという30代の男性は「世の中的に進んでいるから、しょうがない」。85歳の男性も「携帯灰皿を持っているから大丈夫」と話した。経営者によると、灰皿撤去への苦情や店頭での吸い殻のポイ捨てはないという。

セブンイレブン・ジャパンによると、直営店は以前から灰皿を撤去していたが、フランチャイズ店はこれまで経営者の判断に委ねてきた。都内では全約2700店のうち、フランチャイズ店が大半の約2630店という。

受動喫煙防止をめぐるのは、6月に飲食店を原則禁煙とする都条例が、7月に受動喫煙防止策を強める国の改正健康増進法がそれぞれ成立した。都によると、都内全62区市町村の8割が、路上喫煙禁止や吸い殻のポイ捨て防止を条例で定めているという。

同社の村佐宣明・お客様相談室長は「法や条例はコンビニ敷地内での喫煙を禁じていないが、会社として受動喫煙防止に取り組む時期に来たのではないかとフランチャイズ店への撤去依頼に踏み切った背景を説明する。客から要望が多いという都内から進め、都外にも広げるかどうかは今後判断するという。

大手コンビニチェーンのファミリーマートは条例で路上喫煙を禁じる地域の店には原則、灰皿を置いていない。灰皿のない店は都内約2400店の6割強を占めるといふ。ローソンは条例による定めのない地域でも「撤去するか、店頭から遠ざける」という内規を設けており、都内約1400店の8割で灰皿を置いていないという。(青木美希)

図4. セブンイレブンが都内の店舗に灰皿撤去を要請



図5. 折尾学園大通りのコンビニから消えた灰皿

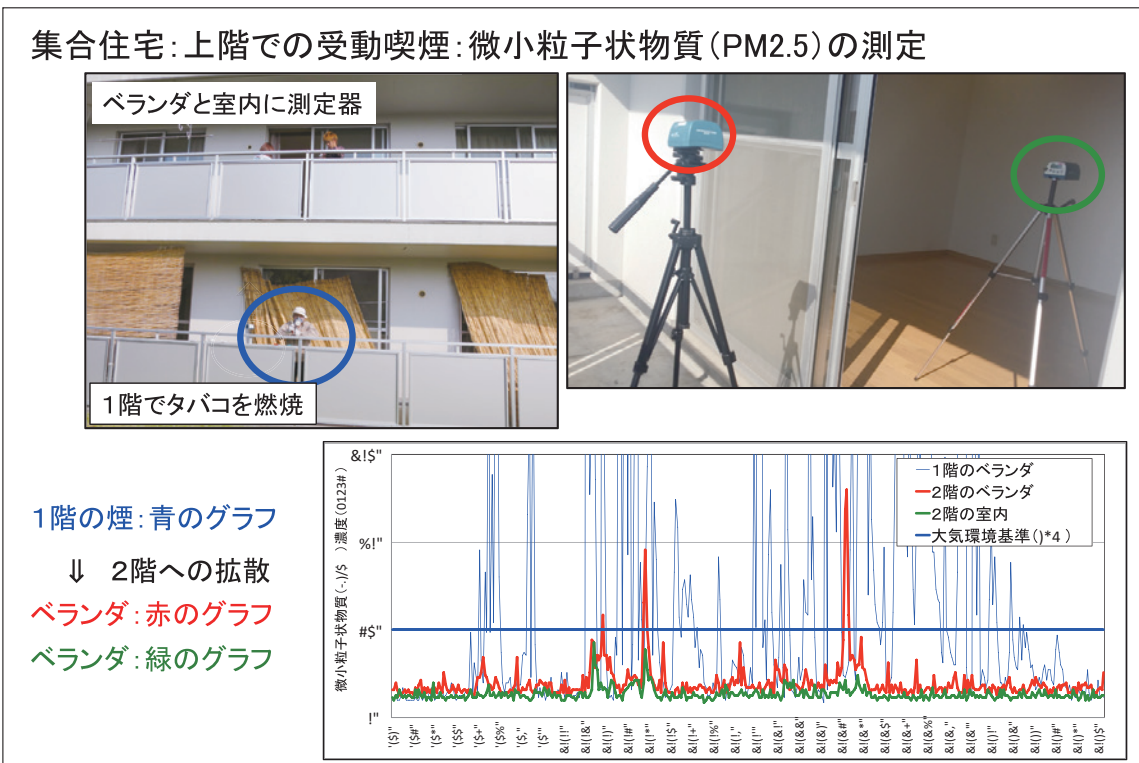


図6. 上階へ拡散するタバコ煙

そこに灰皿があったから立ち止まって喫煙していたのです。灰皿がなければ人通りが多い場所で吸うのは憚られる時代になったのです。

そもそも北九州市では平成21 (2009) 年に施行された「迷惑行為禁止条例」によりすべての路上で喫煙をしないことが努力義務となっています(過料が発生するのは小倉と黒崎の繁華街のみですが)。ところが、いつの間にか加熱式タバコは「燃焼していない」という理由で規制対象外とされています(図7)。改正法では加熱式タバコの二次曝露(受動喫煙)も規制対象です。「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」と同様の規制を本市安全安心推進部に求めたいと思います(図8)。実際、加熱式を使用しながら小倉の街を歩いている人を見かけることが多くなってきましたので。

本市の路上喫煙防止の取り組み
本市では、北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例に基づき、迷惑行為防止重点地区(小倉都心地区及び黒崎副都心地区)内の公共の場所における喫煙を禁止しています。 違反者には過料1,000円が科されます。
加熱式たばことは
加熱式たばことは、たばこ葉(たばこ葉を加工したものを含む)と電気器具を組み合わせ、電気でたばこ葉を加熱させ、発生した霧状のニコチンを吸引する新しいタイプのたばこ製品です。 加熱式たばこは、火を使わないため、煙や灰が出ません。 主な商品として、フィリップモリスの「IQOS (アイコス)」や、JTの「Ploom TECH (プルーム テック)」、プリティッシュ・アメリカン・タバコの「glo (グロー)」などがあります。
北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例における取り扱い
現段階では、加熱式たばこは、条例で定義した「喫煙」に該当しないと判断し、規制の対象外として、過料処分は行なっていません。
規制対象外とする理由
1) 本条例は、「公共の場所において喫煙することは、その煙、灰及び火によって、周囲の市民等に迷惑を及ぼす行為であり、危険な行為でもある」ことをかんがみ、その防止を目的としています。 2) 条例において「喫煙」とは、たばこ(紙巻きたばこ、葉巻きたばこその他これらに類するものをいう。)を吸うこと又は火の付いたたばこを現に所持することと定義しています。 3) したがって、「火を使わず、煙や灰が出ない加熱式たばこ」は規制の対象としていません。



図7. 中途半端な北九州市条例

1-14 いわゆる加熱式のたばこは条例の対象になりますか。
※加熱式のたばこ：たばこに直接火をつけず、たばこ葉を高温で加熱して喫煙する方式のたばこ (Ploom TECH (JT)、IQOS(フィリップモリス)、glo(プリティッシュ・アメリカン・タバコ)、平成30年3月現在)
この条例では「たばこ」とは喫煙用の製造たばこを指すものとしています。 また、「受動喫煙」とは他人のたばこの煙を吸わされること、「喫煙」とはたばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることと定義しています。 加熱式のたばこは、喫煙用の製造たばこであり、これを使用するとその煙が発生するため、条例の規制の対象としています。 なお、たばこの煙には、加熱式のたばこの製造販売事業者が「たばこペーパー」等と称しているものを含まず。

図8. 神奈川県条例のQ&A (平成30年追加)

最後に一言、平成29（2017）年、本市医師会では小倉祇園などのお祭りや地域のイベントで指導者や管理者が子どもの前で喫煙することを問題視

し、「北九州市医師会『受動喫煙防止宣言』」を発しています（図9）。行政と医師会が共同して受動喫煙対策をさらに進めていきましょう。

「北九州市医師会受動喫煙防止宣言」について

市民の健康意識の向上とともに、喫煙による健康被害への関心が高まる中、医師会として受動喫煙防止対策を推進し、健康寿命の延伸に取り組むべく、今般理事会において「北九州市医師会受動喫煙防止宣言」を決議致しました。

会員各位におかれましても、趣旨ご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

北九州市医師会『受動喫煙防止宣言』
～受動喫煙ゼロの健康未来都市をめざして～

喫煙は、肺がんをはじめとするさまざまな「がん」だけでなく、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、脳卒中や心筋梗塞など、多くの疾患の要因となります。また、受動喫煙で肺がんの発症リスクが高くなることも科学的に証明されています。

他の先進諸国に比べ喫煙率の高いわが国において、北九州市は喫煙率が23.3%（国民生活基礎調査2014年）と全国21大都市圏の中で4番目に高く、タバコ対策は市民の健康を守るための喫緊の課題です。喫煙率低下を進め、タバコのない街を目指すのが理想ですが、直ちに喫煙ゼロの街にすることは現実的に困難です。

しかし、受動喫煙は「タバコを吸わない方」にとって大きな健康被害を引き起こすため、飲食店を含めた不特定多数の人が集まる場所での受動喫煙は防止されるべきであり、それは喫煙者が受動喫煙の及ぼす健康被害を理解し協力することで十分に実現可能と思われます。

北九州市医師会は地域の健康といのちを守る使命を担っており、受動喫煙から非喫煙者をまもるため、また次世代に素晴らしい生活環境を引き継ぐため、ここに「受動喫煙防止宣言」を表明し、受動喫煙ゼロの健康未来都市を目指して、以下のことに積極的に取り組みます。

- 一、不特定多数が集まる場所での建物内全面禁煙推進を自治体へ強く働きかけます。
- 一、公共の場（役所・学校等）、医療機関の敷地内禁煙を徹底・促進します。
- 一、祭などの地域イベントでは子どもを受動喫煙から守るために、準備期間を含め屋外でも喫煙は指定場所のみとするよう管理者に働きかけます。
- 一、子ども達が将来喫煙しないよう健康教育を推進します。
- 一、喫煙と受動喫煙の健康被害についてさらに広く啓発します。

平成29年3月22日 公益社団法人 北九州市医師会

図9